

松企第334-1号
平成29年3月30日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎 弦一 様

河内地域協議会

議長 中谷 広孝 様

南河内地区協議会

議長 東尾 勝 様

松原市長 澤井 宏文

2017(平成29)年度自治体政策・制度予算に対する要請について(回答)

平成28年9月28日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答します。

2017(平成 29)年度 自治体政策・制度予算要請

〔(★) は重点項目〕

1. 雇用・労働・WLB施策

<継続>

(1) 雇用・就労対策の充実・強化について (★) (市民生活部)

大阪府域の就労支援拠点の充実に向けて、大阪府(O S A K A しごとフィールド)、堺地区(J O Bステーション)、吹田地区(J O Bナビ)に加えて、河内・北河内地域に拠点の増設をはかり、府域全体で就労支援事業を強化すること。

(市民生活部回答)

本市では国や府と連携しながら、また地域のさまざまな機関や団体などを活用、連携しながら、就労支援事業を展開しております。今後も大阪府・市町村就労支援事業推進協議会をはじめとする様々な機関との情報共有を一層深め、府域全体での雇用就労支援事業の強化に努めてまいります。

<新規>

(2) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について (市長公室、市民生活部)

地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「U I J ターン」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実をはかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として待遇改善助成金等を検討すること。

(市長公室回答)

平成 28 年度におきましては、地方創生加速化交付金を活用し、市内の製造業者等が地元特産品等を世界に輸出し、市内の雇用拡大に繋げることを目的とした松原市地元特産物等輸出支援事業を行っております。今後も事業の検証を行いながら、地方創生交付金の効果的な活用に努めてまいります。

(市民生活部回答)

若年者層の雇用安定につきましては、ハローワークや商工会議所と連携し地元事業所との合同面接会等を実施しております。今後は若年者及び介護福祉分野における定着支援につきましても関連機関と検討してまいります。

<継続>

(3)産業政策と一体となった基幹人材の育成について（市民生活部）

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「ものづくりマイスター」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

(市民生活部回答)

「ものづくり」分野での人材につきまして、後継者不足対策や事業引継ぎなどは非常に重要であり、社会全体の課題であると認識しております。本市につきましても、事業引継ぎ支援窓口、インターンシップコーディネートの紹介や、中小企業の社員向けのセミナー周知等に取り組むなど、引き続き地場産業の活性化のための施策を行い、より効果的な施策について協議してまいります。

<継続>

(4)地域就労支援事業について（市民生活部）

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援ならびにネットワーク事業を拡充すること。

(市民生活部回答)

府内に松原市雇用就労支援センターを設置し、就労困難者に対して求人情報や、スキルアップのための職業訓練等の各種情報を提供しております。また、地域労働ネットワーク関連事業として、合同企業面接会、中小企業労働環境向上塾を開催しております。今後も様々な機関との情報共有を深め、地域就労支援事業の強化に努めてまいります。

<新規>

(5)若者支援について（市民協働部、市民生活部）

中卒者、高校・大学中退者、ひきこもり、心身の不調を抱える若者などに関して、地域での居場所の確保を含め、就労に至るまでの支援ができるしくみを構築すること。

また、若者が将来を見通しながら安心して社会に踏み出し、自立生活を送れるよう、自治体としての若者支援構想をつくり施策展開をはかること。

(市民協働部回答)

中卒者、高校・大学中退者、ひきこもり、心身の不調を抱える若者などやその家族を対

象に、若者の自立に関する悩みなどの個別相談・支援や臨床心理士によるカウンセリング、同じように悩みを抱える仲間などとの交流のため、地域での居場所づくりを確保し、就労に至るまでの支援を構築しております。

また、相談内容に応じて各関係機関で構成されているネットワーク会議や市民の理解を深めるためのセミナー事業を実施し、若者支援の施策を進めております。

(市民生活部回答)

地域若者サポートステーション事業として南河内若者ステーションと連携し、働くことに踏み出せない若者に対しての就労支援を当市庁舎内にて月1回実施しております。今後も引き続き南河内若者ステーションと連携し、若者に対する就労支援施策について展開を図ってまいります。

<継続>

(6) 生活困窮者自立支援の充実・強化について（福祉部）

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメントの強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。

(福祉部回答)

平成27年4月より生活困窮者自立支援法の趣旨に基づき、各支援員等が連携・協力しながら、相談初期におけるアセスメントや重層的な相談を行っております。今後も各支援員での支援調整会議や庁内各関係部署での連絡会議等を通じて情報共有を図り、体制のより一層の強化を図るよう努めてまいります。

また、就労訓練事業につきましては、事業所の認定を行う大阪府と情報共有を図りながら、生活困窮者自立支援事業を推進してまいります。

<継続>

(7) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について（市民生活部）

改正をむかえた各種労働法制については、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。

(市民生活部回答)

ハラスメント相談の増加傾向を踏まえ、松原市企業人権協議会では研修会等において、ハラスメントやメンタルヘルスに関する講演やDVD上映を開催しており啓発のチラシの配布、講演会の案内についても行っております。また、南河内地域労働ネットワーク事業として平成28年度は中小企業経営者等向けにトラブルを未然防止し、良好な職場環境づくり

を支援することを目的とした「有期労働契約トラブル防止セミナー」の実施を予定しております。さらに、労働相談事業として市内の社会保険労務士と委託契約し、労使間の問題解決に努めております。今後も労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について努めてまいります。

<継続>

(8)いわゆる「ブラック企業」対策について（市民生活部）

長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働く企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業者だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワークルール指導を行うこと。また、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講じること。

(市民生活部回答)

相談事業を通じて問題が疑われる企業に対しては労働局・労働基準監督署と連携し問題解決へ取り組んでまいります。企業に対しては、労働環境の向上、労使間の信頼関係構築、労働法の基礎的知識等を周知・啓発することを目的として、南河内労働ネットワーク等と連携し講座などの実施を図ってまいります。

<継続>

(9)仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について（★）（市民協働部、市民生活部）

女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実をはかること。尚、女性活躍推進法に基づき各自治体に策定を義務付けられた特定事業主行動計画が、実効あるとりくみになるよう努めること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低くなっていることが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された次世代育成支援対策推進法の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。

(市民協働部回答)

本市におきましては、平成26年度より「第3期まつばら男女かがやきプラン」を策定し、さらに、施策等の拠点施設となる男女共同参画センターを設置し、社会経済情勢など様々な変化に対応し、男女共同参画に関する取組を深化・拡大させてきました。また、平成27年度には「松原市男女輝きまちづくり条例」を制定し、誰もがいきいきと活躍できる松原市を目指してさまざまな取組を進めています。女性の就業支援では、働くことにやりがいをもつ女性に対する起業セミナーや講座など、子育て中の女性をはじめとする誰もが働きやすい環境づくりを実施し、あわせて男性の意識改革に向けた施策の充実につきましても啓発方法なども含めさらなる取り組みに努めてまいります。

(市民生活部回答)

大阪府作成の、女性の就労を支えその定着を支援するための冊子やチラシを配架・配布しております。また、スキルアップや再就職のための講座等を開催し支援の充実を図っております。企業に対しては、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみんマーク・プラチナくるみん」や大阪府が実施している「男女いきいき元気宣言」登録制度等についてさらなる周知・啓発を図ってまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

<継続>

(1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について（市民生活部）

訪日外国人観光客を受け入れる環境の充実に向けて、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域 Wi-Fi の環境整備、QRコードやICTを活用した多言語情報提供案内の普及促進をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備など、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

(市民生活部回答)

訪日外国人観光客に対する受入体制等の整備について、近年いずれの自治体においても取組が盛んであると認識しております。本市におきましても、宿泊施設の誘致に向け平成28年度より観光課が設置され、市有地へのホテル誘致に関する事業者募集を実施しています。今後も、ニーズに対応しうる体制を整えてまいります。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり総合支援拠点の充実について（市民生活部）

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）との連携で、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

(市民生活部回答)

本市につきましては、クリエイション・コア東大阪内の大阪府ものづくり支援拠点の常設展示場への出展料補助等を行っております。また、松原商工会議所が実施する「ものづくりエクセレント企業」の認定事業に参画し、大企業に勝るとも劣らない魅力的な製造技術・品質管理技術を保有するものづくり企業の効果的なPRやビジネス拡大を支援しており、引き続き、地場産業の活性化のための施策を行ってまいります。

<新規>

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について（市民生活部）

TPPの2018年4月発効に向けて、地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、関係団体と連携を図り、きめの細かな支援体制を構築すること。

(市民生活部回答)

TPP協定において採用された、原産性を判断する「完全累積制度」につきまして、本市の企業のニーズに合致した支援について検討のうえ、各関係団体との連携や支援、制度そのものについての周知に努めてまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について（市民生活部）

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

(市民生活部回答)

全国的な不況により、中小企業者は依然厳しい経営状況にあります。大阪府の制度融資の活用を促進することに加え、制度融資と連携した本市の融資制度につきましても、より活用しやすい環境整備を行うことにより、事業者の円滑な資金繰りを支援してまいります。

<新規>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について（市民生活部）

雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。

(市民生活部回答)

最低賃金につきましては、広報誌への掲載、駅前商業施設外壁に設置された大型ビジョンによる啓発情報の放映、ポスターやリーフの関連施設への配架等を実施しております。また、中小企業に対して事業場内最低賃金の引上げに向けた環境整備支援セミナー等、国の実施する最低賃金の引き上げに向けた支援事業についての周知に努めております。今後も、労働局や大阪府と連携し中小企業への支援施策を図ってまいります。

<継続>

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★）（総務部）

総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまっていることから、未導入の自治体は拡充に向けて積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地

域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

(総務部回答)

本市におきましては、これまで低入札価格調査制度や公募型指名競争入札など多種多様な入札方法を導入し、公共工事の入札および契約の適正化に努めてまいりました。総合評価入札制度の導入につきましても大阪府や近隣各市の状況等も参考に、今後研究してまいりたいと考えております。

また、公契約条例の制定に関しては、全国的な議論がなされていること、また一部の市で制定されていることは認識しております。当面は、公契約法の制定も含めた国の対応を注視していきたいと考えております。

<継続>

(4) 下請取引適正化の推進について（市民生活部）

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

(市民生活部回答)

(財) 全国中小企業取引振興協会では、平成20年4月より「下請けかけこみ寺」事業として企業間取引に関する相談窓口を設置しております。相談窓口のより一層の有効活用のために、商工会議所等の関係団体と連携し、積極的な情報提供を図ってまいります。

<継続>

(5) 非常時における事業継続計画（BCP）について（市長公室、市民生活部）

業務継続計画（BCP）未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

(市長公室回答)

非常時優先業務を選定するに際して、前提となる被災シナリオの作成や業務開始目標時間の設定、職員収集予測、必要資源の評価など多岐にわたる調査・検討が必要になることから、効率よくまた効果的に実施するには、BCP策定に関する豊富な業務経験が求められるため、業務委託等も踏まえ策定に向け検討しております。専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問等計画策定を支援するには、専門的な知識を有する職員が必要で、自治体単独で推進するのは難しく国、府へ支援の要望を行ってまいります。

(市民生活部回答)

現段階では、BCP策定に向けた取組について企業の自主性に任せているところですが、

府や近隣市町村の取組に係る進捗状況などを鑑みながら事業者への周知を図ってまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★) (健康部)

今年3月に策定した地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。併せて、地域医療構想調整会議において保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など、広範囲な意見を反映させること。

(健康部回答)

地域包括ケアシステムの実現については、高齢者に関する会議等より地域の現状や課題の報告を受けた上で、必要な施策について考えていく地域ケア推進会議を新たに設け、短期及び長期的な課題などについて検討してまいりました。併せて地域医療構想調整会議につきましては、大阪府の取組の状況や動向について注視してまいります。

<継続>

(2) 予防医療の促進について (健康部)

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第2次大阪府健康増進計画(H25~29)に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進・疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。

(健康部回答)

本市では、平成26年3月に「第2次健康まつばら21（健康増進計画・食育推進計画）」を策定し、「栄養・食生活」をはじめとする7つの分野において、現況の把握・評価を行い、目標達成に向けた取組を推進しております。また、第2次大阪府健康増進計画における数値目標の達成につきましては、本市でも目標達成にむけて、がん検診受診勧奨及び、意向調査等の取組を行なっております。これからも、市民・地域・関係団体と連携・協働し、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、自らが積極的に取り組める環境づくりへの支援を行ってまいります。

また、平成29年1月にオープンしたまつばらテラス（輝）におきましては、市民との協働や民間活力の導入による多様な取組みを通して、子育て支援や生涯学習支援をはじめ、介護予防や健康づくり事業の充実を図り、子どもから高齢者まで様々な世代の方がふれあえる交流の拠点施設として、市民誰もが健やかに暮らし、健康寿命の延伸につながるよう取り組んでおります。

<継続>

(3)不育症の助成金制度について（健康部）

特定不妊治療に係る初回助成費の増額や男性不妊治療への助成について、国の補正予算により拡大されたが、不育症については予算が確保されていない。相談窓口を設置するなどの対応だけでなく、医療保険適用外助成事業としての独自支援策を講じること。

※不育症治療費助成制度：高槻市、茨木市

（健康部回答）

本市では、不育症に関しまして、月～金曜日まで市役所において「こころとからだのなんでも健康相談」等を通して、必要に応じて大阪府が実施している「不妊専門相談センター」での相談事業への案内を行っております。

また、平成29年度より、市独自に所得制限や年齢制限を設けず、「特定不妊治療助成制度」を設けてまいります

<継続>

(4)介護労働者の処遇改善と人材の確保について（健康部）

労働条件の不満による介護労働者の離職が発生しないよう処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を検討すること。

（健康部回答）

平成27年度より大阪府・大阪福祉人材支援センター・市町村にて南河内地域介護人材確保連絡会議を開催し、南河内ブロックにおける現状・課題を共有し、今後の採用戦略等を検討するなど、地域の実情にあった取組を行っております。また、「介護職員処遇改善加算」につきましては、関係部局と連携しながら、適正な算定の指導を実施し、国の責任において、介護処遇改善交付金を交付するなど、抜本的な解決策を講じられるよう、国・府に要望しております。

<継続>

(5)認知症行方不明者対策の強化にむけて（健康部）

平成27年の認知症行方不明者が前年を上回り、3年連続で1万人を超えており。中でも、府内市町村において高齢者を見守るSOSネットワークが構築されているにもかかわらず、大阪が最も多い状況にある。認知症患者の身元特定につながる情報を登録したQRコードを配布するなど、誰もが迅速に対応できるようなシステムを検討すること。併せて、身元不明人台帳閲覧制度が有効活用されるよう見直しを図ること。また、近隣県、特に奈良県・和歌山県にもSOSネットワークの連携を広げること。

（健康部回答）

従来より、南河内圏域徘徊高齢者等SOSネットワークに参画し、徘徊等高齢者が発生した場合は、家族の意向を聞きながら、SOS登録機関に情報を提供し早期発見に努めており

ます。また、SOS 登録機関を増やすとともに、平成 29 年度より SOS ネットワークの登録者に QR コードを配布し、早期発見につながるよう強化してまいります。大阪府を通じて、府下の市町村や他府県との連携は可能となっているので、近隣市につきましては、今後の課題として検討してまいります。

(6) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

<継続>

① 障がい者への虐待防止・予防（福祉部）

平成 24 年 10 月 1 日の障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。

（福祉部回答）

本市におきましては、市に虐待防止センターを設置しております。また、一時保護のために必要な障害者施設における居室の確保も行っております。

関係各課や各相談支援事業所、大阪府警とも連携し、虐待防止・予防に努め、虐待事案の発生時には、基幹相談支援センターと共に事実確認や訪問調査等を行い、関係機関と連携した福祉サービスの提供等、支援体制の整備に努めております。

<継続>

② 障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備（福祉部）

本年 4 月に施行された障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法を実効性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に發揮すること。

（福祉部回答）

本市におきましては、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法職員対応要領を作成し、市職員研修の開催や地域活動の勉強会等に参加しての啓蒙活動を行っております。また、市長公室人事課・福祉部障害福祉課・市民協働部人権交流室を相談窓口として明記し、相談事例の収集等に努めております。

自立支援協議会において、平成 29 年度から庁内関係部署や相談支援事業所を始めとする関係機関、権利擁護関係者等による差別解消部会を設置し、連携を図りながら、障害者差別の解消のための体制整備を進めていきます。

(7) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて (★)

<継続>

①全自治体の高位平準化（福祉部）

保育サービス等の事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な見直しを行うこと。

（福祉部回答）

本市におきましては、子育て支援センターを9ヶ所開設するなど、在宅における子育て世帯へのサービスを拡充し、子育ての不安感や負担感を解消とともに、待機児童の解消へもつなげております。今後も地域のニーズを適切に踏まえ、取り組んでまいります。

<継続>

②待機児童の解消（福祉部）

市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数についても明らかにし、適正な事業計画へ見直すこと。また、認可外保育所についても予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できる要件を満たせば認可できるよう予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うなど、職場環境の改善を行うこと。

（福祉部回答）

本市におきましては、認可保育所の定員増を伴う建て替えにより、待機児童の解消に努めているところです。平成29年度には、建て替えにより60人、私立幼稚園の認定こども園化により90人の併せて150人の保育定数を増やします。

また今後も保育の必要性を適切に把握し取り組んでまいります。

<継続>

③病児・病後児保育の充実（福祉部）

子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つの改善策となっている。平成28年度より国庫補助要件が緩和されたことから、事業拡大に向けて取り組みを強化すること。特に、サービス業等に従事する世帯のために、休日保育を拡充すること。その際、病児・病後児保育ができるよう努めること。

（福祉部回答）

本市におきましては、現在病後児対応型としまして1ヶ所と、非施設型（訪問型）の病後児保育事業を実施しております。

また、全保育所において体調不良時型の実施ができるよう関係機関と連携をとり、事業を実施してまいります。

<新規>

④「子ども・子育て会議」の労働者代表の参画について（福祉部）

仕事と生活の両立のためには子育て支援の充実が必要であり、労使の参画は不可欠である。国の「子ども・子育て会議」のメンバー構成と同様に、子育て当事者の参画に配慮した構成員による市町村版「子ども・子育て会議」の設置を行うこと。

(福祉部回答)

本市におきましては、子ども・子育て支援新制度の趣旨に基づき、事業者を代表するものと子育て中の保護者の方に委員として参画していただいております。松原市子ども・子育て会議条例に基づき、設置してまいります。

(8) 子どもの貧困対策について

<新規>

① 子どもの生活に関する実態調査（福祉部）

大阪府が実施した実態調査の結果については広く市民に周知し、必要な施策について議会や子ども政策に携わる公民の関係機関、専門家、NPO やボランティアなど幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。

(福祉部回答)

本市におきましては、子どもたちのための取組を充実するために大阪府と連携し、子どもの生活に関する実態調査を実施しています。集計の結果がまとめれば、市民に周知いたします。

大阪府や関係機関と情報共有し、学識経験者、保健・福祉関係者など必要な政策の方向性について審議できる場作りに取り組んでまいります。

<新規>

②子ども食堂（福祉部）

「子ども食堂」などをはじめとした子どもの居場所づくりが市民の自主的な活動として取り組まれているが、こうした活動を支える公的支援が殆どない。取り組みの自主性を損く、安定的な事業実施を支援する制度の創設を検討すること。

(福祉部回答)

本市におきましては、NPO 法人による子ども食堂など、地域における子どもの「居場所」づくりの取組が始まっています。今後もいろんな形態の「居場所」ができ、地域のコミュニケーションの活性化が図れるような取組を、地域の人たちと協働で今後も進めていきたいと考えております。

<新規>

③児童育成の健全化（福祉部）

本年10月より一部施行される改正児童福祉法で定められた市町村の責務として、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進すること。

(福祉部回答)

児童福祉法の改正の趣旨に基づき、適切に取り組んでまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制・相談体制を強化した教育の質的向上にむけて（学校教育部）

大阪府では、平成23年度に「少人数学級編制に係る研究報告」がされているが、1・2年生以外にも対象学年を拡大している市町村もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削除することがないよう大阪府に働きかけること。また、子どもを取り巻く貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、教職員のみでは解決が困難である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。

(学校教育部（教職員課）回答)

学級編制における定数基準を35人とすることにつきましては、大阪府において、平成18年度より小学1年生にて、また、平成19年度より、小学1、2年生に拡大され、現在に至っております。大阪府都市教育長協議会、都市教職員人事主担課長会と連携し、新たな教職員定数改善計画案における小学3年生以上の学年への35人学級の実現を、府を通じて、国に働きかけているところです。今後とも引き続き、要望してまいります。

(学校教育部（教育研修センター）回答)

本市においては、府配置のスクールカウンセラーに加えて、全小学校並びに教育支援センターに市独自のカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者、教職員の相談に当たっております。

また、子どもを取り巻く貧困・虐待・DV等の家庭の様々な課題が不登校や暴力行為にもつながっている現状があり、来年度、府配置に加えて、市独自のスクールソーシャルワーカーの配置を検討しております。

<継続>

(2)奨学金制度の改善について（★）（学校教育部）

今や大学生の2人に1人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型

奨学金制度の創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、地方創生枠奨学金の導入などについて検討すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。

(学校教育部回答)

現在、本市教育委員会では高校等進学に向けての奨学金（大阪府育英会奨学金等）を各中学校宛てに案内及び書類作成指導をしているところです。一方、大学進学に向けての奨学金（日本学生支援機構等）や奨学金ローンの返還相談については、市教育委員会での所管はございません。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について（学校教育部）

連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関係法令や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」など教育機関に広く周知し、有効活用できるよう取り組みを強化すること。

(学校教育部回答)

「きまえ研修」の対象が高等学校以上のため回答いたしません。

<新規>

(4) 主権者を育てるために（学校教育部、行政委員会総合事務局）

18歳選挙権がスタートした。学校教育のみならず、平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を進めること。各自治体においても、選挙管理委員会等で若者の投票行動を促す手立てを講じること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。

(学校教育部回答)

中学校では、選挙権や被選挙権、選挙制度についての学習が取り組まれています。また、生徒会の役員選挙が行われ、立候補者の演説を聴き、投票する体験が特別活動として取り組まれています。

小学校では、松原市選挙管理委員会と連携して、選挙啓発出前講座が行われており、模擬投票を体験して、選挙の仕組みと意義についての学習が取り組まれています。

また、今年度も7月に市内小中学校22校から子ども議員を選出し、松原市子ども議会を実施しました。今後も松原市のまちづくりの主権者を育てる様々な取組について、関係機関と連携を密に進めてまいります。

(行政委員会総合事務局回答)

市内の小学6年生及び高校生を対象とした出前講座及び模擬投票や選挙機材の貸出を実施しております。中学生にも選挙機材の貸出を実施しております。

また、平成 28 年 7 月 10 日執行参議院議員通常選挙では、市内の高校生に、ボランティアとして、投票事務を体験してもらいました。

今後も、未来の有権者に向けた選挙啓発の取組に努めてまいります。

<新規>

(5) 投票率向上の取組みの強化（行政委員会総合事務局）

投票行動は、主権者の国民が選挙に参加し、国民の意思を反映する最も重要な機会である。4月6日に成立した改正公職選挙法の主旨を踏まえ、投票行為を促す啓発行動や環境整備をこれまで以上に取り組むこと。特に、期日前投票の投票率は年々増加傾向にあり、今後投票率を向上させる施策として期日前投票のさらなる推進を図ること。そのうえで、駅や大型商業施設等への投票所の設置と時間の延長等、有権者の利便性を確保し、投票しやすい環境を整えること。

（行政委員会総合事務局回答）

平成 28 年 7 月 10 日執行参議院議員通常選挙より期日前投票の終了時間を 1 時間延長しております。また、市内の高校生への出前講座の中で、投票に行くことを呼びかけるとともに、大学生の投票しやすい環境づくりとして、阪南大学内に期日前投票所を設置してまいります。

今後も、選挙の啓発、環境の整備に努めてまいります。

(6) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 女性に対する暴力の根絶（市民協働部）

平成 26 年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取り組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけではなく、加害者への対策についても検討すること。

（市民協働部回答）

暴力をしない、許さない意識づくりを進めるため、パネル展や市民向けの講座による啓発や、NPO 法人と協働し、被害者に寄り添った被害直後からの相談、支援を継続して取り組んでいきます。また PDCA を行い、より効果的な施策の推進に努めてまいります。

加害者への直接的アプローチは困難なため、女性相談センターや警察等各関係機関との連携を強化し、機能的な体制づくりを図り、今後も引き続き暴力を予防・防止するために、より効果的な啓発に努めてまいります。

<継続>

② 差別的言動の解消（市民協働部）

本年 6 月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する

法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされていることから、対応を検討するとともに大阪府警と連携した取り組みを構築すること。

(市民協働部回答)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の施行に伴い、より一層効果のある地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めてまいります。また、大阪府警と連携した取組の構築につきましても大阪府や近隣各市との情報交換を図ってまいります。

<継続>

(7) 大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について（市民協働部）

2013年度から、大阪府、大阪市からの補助金とともに廃止され、昨年7月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しについて提訴されている。全国唯一の大坂におけるリバティおおさかの存在意義と社会的役割は非常に大きいが、自主運営が極めて厳しい状況となっている。大阪府・大阪市に対して、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるよう働きかけること。

(市民協働部回答)

大阪人権博物館（リバティおおさか）が全国で唯一の人権に関する総合博物館として大きな社会的役割を果たしており、本市といたしましては、引き続き人権教育活動の一環として、積極的な活用をしてまいりたいと考えております。

<継続>

(8) 地方税財源の確保に向けて（総務部）

財政健全化に向け、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されがないよう健全性確保に向けた仕組みを構築すること。加えて、地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

(総務部回答)

財政健全化に向けては、出来得る限り市民サービスに影響が出ないよう、市税等収納対策の徹底はもとより、企業誘致を始めとする雇用の創出や人口を呼び込む取組など、自主財源の確保に努めてまいります。また、国に対しては、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、地方一般財源の確保とともに要請してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 省エネ対策の推進について（市民生活部、学校教育部）

<継続>

省エネ・低炭素社会の実現をめざし、環境に配慮した住宅や設備、製品に対する補助制度を充実させ、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援を強化すること。また、地域住民の環境意識を向上させるため、地域での「環境教育」の充実など啓発の取り組みを推進すること。

(市民生活部回答)

市では、地球温暖化の防止及び市民の環境意識の向上に寄与すべく、平成27年度より家庭用燃料電池（エネファーム）の設置補助事業を実施しています。また、平成25年度より設置された大阪府の「おおさかスマートエネルギーセンター」では、府民・事業者の相談窓口として、無料省エネ診断や低金利ソーラークレジット等の事業が行われており、本市においてもこれらの事業について一層の啓発を進めてまいります。

(学校教育部回答)

中学校では、総合的な学習や教科学習の中で環境問題等の学習を行っております。また、地域でのクリーンキャンペーンに生徒が参加したり、地域のフェスタにおいて生徒が自主的にクリーン活動やゴミの分別を行うなど生徒中心の取組が進められています。

小学校では、環境教育の一環として松原市上下水道部と連携した水道出前講座を行い、水の大切さや環境を守ることの重要性について、児童が体験を通じて取組を進める学習を行っています。

今後も、児童生徒の環境に対する意識を高める取組を進めてまいります。

(2) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化（★）

<継続>

① 廃棄物減量と再資源化製品の活用促進（市民生活部）

大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても多く、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用率の向上に向けた効果的な施策を講じること。特に、ごみの分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(市民生活部回答)

本市のごみの資源化・減量化施策としては、「ごみの分別と出し方のパンフレット」や「事業系ごみの分別と出し方」を利用して家庭や事業所に対しての周知啓発、市民自らが生ごみを堆肥化する等の減量化処理に繋がる取組として「生ごみ減量化等処理機器購入助成金」制度の実施、その他、不用品の情報交換の場である「不用品情報板」の設置や集団回収を実施する団体に対して回収量に応じて報奨金を交付する「集団回収報奨金制度」等市民の

ごみの減量化や資源化の意識の高揚促進に努めています。

以上の施策の結果として、現在、本市におけるリサイクル率は、平成26年度では18.6%で、大阪府の平均（平成26年度大阪府平均値：13.7%）より上回っており、「大阪府循環型社会推進計画」に示されている目標（平成32年度目標値：15.8%）をすでに達成している状況にありますが、今後も大阪府、各種団体と連携・協働を行い、「大阪府循環型社会推進計画」との整合性も図りながら、循環型社会の形成に取り組んでまいります。

<新規>

②食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携（市長公室、福祉部、市民生活部）

食品廃棄物の削減に向けて、フードバンクなどが実施する賞味期限間近の食品の有効活用の取り組みと、「子ども食堂」などの子どもの貧困対策や、災害発生時の避難所への食料提供などの災害対策など、各関連部局と連携・横断的な枠組みを構築し、食品活用・廃棄物削減に取り組むこと。また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取り組みも含めて総合的に啓発の取り組みを実施すること。

（市長公室回答）

家庭用の備蓄食料に関しては、日常的に非常食を食べて、食べたら買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する「ローリングストック」という方法を出前講座等で周知しております。今後も引き続き、周知啓発を行ってまいります。

（福祉部回答）

現在、生活困窮者自立相談支援事業の支援等で、必要な方にフードバンクを活用した支援を行っております。また、NPO法人が実施している「子ども食堂」でもフードバンクの食材を活用した活動を実施しております。今後も各関係機関・部局と連携・協力し、フードバンクを有効活用してまいります。

（市民生活部回答）

食品廃棄物の削減の取組につきまして、今後のごみ減量施策の一つであると考えております。その一環として、現在、市の広報誌に食品ロスに関する記事の掲載、市主催のイベント等において、食品ロスに関するチラシを配付する等、周知啓発活動を実施しています。今後も引き続き、各関係機関等と調整を図りつつ、総合的な周知啓発活動の実施に努めてまいります。

<継続>

（3）6次産業の推進と担い手の確保・育成（市民生活部）

食料自給率の向上の観点からも「大阪産（もん）」農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取り組みは大きな政策課題である。大阪府の「大阪産（もん）6次産業化サポートセンター」と市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取り組みを実施すること。また、6次産業化に資する担い手の確

保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進の取り組みなども積極的に行うこと。

(市民生活部回答)

国・府・JAなど関係機関と連携し、地場産野菜の学校給食への提供や地場農産物の直売に係る農業者及び事業者への支援を行うことで、地産地消を総合的に推進することに努めてまいります。また6次産業化につきましては、JAや農業者、事業者の意見を聞き、協議してまいります。

<新規>

(4) 森林整備の拡充と木材利用促進（市民生活部）

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。各市町村では、43市町村中、21市町村での方針策定に止まっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

(市民生活部回答)

「大阪府木材基本方針」に基づき、府など関係機関と連携し、公共土木工事等における府内産材の利用促進に努めてまいります。

<新規>

(5) 消費者政策の推進と消費者保護（市民生活部）

消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取り組みを行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。

(市民生活部回答)

消費者安全法第3条の基本理念に基づき、悪質事業者からの被害に迅速かつ的確に対応し財産を守るため「松原市消費生活センター」を設置し、市民の消費生活の安定に努めております。平成28年度には悪質電話勧誘被害対策として、高齢者等の希望世帯に通話録音装置の無償貸与を行ったところです。今後も消費者被害に関する情報収集を継続し、引き続き消費者被害防止に努めてまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化（★）（都市整備部）

増加傾向にある空き家への対策について、火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に

危険を及ぼすことのないよう、各市町村での特定空き家等に対する取り組みをさらに強化すること。また、空き家の利活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよう、制度を検討し、必要な予算を確保のうえ、具体的な施策を実施すること。

(都市整備部回答)

本市における空家等対策につきましては、現在、松原市空家等対策協議会を設置し、松原市空家等対策計画の策定を進めております。また、管理不十分な空家等の所有者等に対し、適正な管理を行うよう求めるなど、改善に向けた取組を行っております。

平成29年度におきましては、特定空家等に対する措置や、空家等の利活用等に関する空家等対策の実施について、国や大阪府の動向を注視するとともに、松原市空家等対策協議会を活用し、松原市空家等対策計画に基づき進めてまいります。

(2) 交通施策の強化・充実にむけて

交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、市民生活の安全・安心を保障する地域の公共交通対策や、まちづくりと一体となった交通施策の推進のために、以下の3点について対策を講じること。

<継続>

① 交通基本計画」の策定と市町村との連携（都市整備部）

交通政策基本法の「交通政策基本計画」に基づく、総合的な交通施策について定めた「交通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市町村と連携した交通施策の実践を求める。また、「交通基本計画」策定にあたっては、審議会などの場での労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるよう委員会参画などの対応を行うこと。

(都市整備部回答)

活力や賑わいのあるまちを実現させるためには、地域の実情に応じた総合的な交通施策を強化し充実させることが大切であると考えております。

交通基本計画の策定につきましては、現段階での予定はありませんが、大阪府や近隣市町村との連携・調整を図りながら、交通施策の強化とその充実を推進してまいりたいと考えております。

<継続>

② 交通・運輸政策の専任者の人材育成（都市整備部）

2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者の人材育成を行うこと。

(都市整備部回答)

公共交通につきましては、地域のまちづくり全般と密接に関連しており、総合的に施策

を推進する必要があります。本市におきましては、都市計画をはじめとした地域のまちづくりを担当する、まちづくり推進課が公共施設循環バスを運行しており、まちづくりについての課題も踏まえ業務に当たっております。

<新規>

③ 交通バリアフリーの整備促進と安全対策（都市整備部）

公共交通機関（電車・バス等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置を講じること。

（都市整備部回答）

本市におきましては、平成24年度に策定した松原市新バリアフリー基本構想に基づき、市内4駅を中心とした地区のバリアフリー化を推進しております。駅につきましては、エレベーター設置を含む駅のバリアフリー化に対する事業者への支援を実施しており、平成26年度には河内天美駅のバリアフリー化が完了しました。布忍駅、高見ノ里駅につきましても、順次エレベーター設置等バリアフリー化に対する支援を実施してまいります。

<継続>

③ 交通安全対策の強化について（市民協働部）

大阪府内でも自転車が関係する事故は多発している。昨年改正された道路交通法の趣旨に基づき、自転車運転者に対する啓発の取り組みを一層拡大すること。特に、自転車運転中のスマートフォンの操作などの危険運転に対する取り締まりを強化すること。また、本年から施行されている「大阪府自転車条例」について、府民への周知・徹底を行うこと。

（市民協働部回答）

昨年改正された道路交通法の施行に伴い、市内小学校、中学校、高校、大学に道路交通法改正に関する啓発用のリーフレットを配布し、悪質な自転車運転者に対する安全講習についての周知を行うなど、自転車の安全利用について周知啓発を図っております。

また、大阪府自転車条例についても市の広報紙やホームページに主な制定内容を掲載するなど周知を図っており、警察と協力して実施している交通安全講習においても、自転車利用者に対し啓発を行うなど、安全な自転車利用の促進を図っております。

④ 災害対策の強化（★）

<継続>

① 社会インフラ対策の強化（都市整備部、上下水道部、教育総務部）

社会インフラ対策の強化・充実は、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などをを行うこと。また、2015年3月策定の「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を効果的に実践していくこ

と。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムのＩＣＴ化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。また、発災時に避難場所となる各市町村立学校の耐震化が速やかに完了すること。加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、財政的な支援施策を講じること。

(都市整備部回答)

社会インフラ対策の強化として、長寿命化に伴う橋梁補修事業につきましては、引き続き橋梁の点検・補修事業等を推進し、適切な維持管理及び更新に努めてまいります。尚、本市の災害避難路上にある橋梁の耐震補強事業につきましては、平成25年度に整備が完了しております。

(上下水道部回答)

水道事業につきましては、大規模地震に備え、老朽施設の継続的な更新と基幹管路の耐震化を進めています。

下水道事業につきましては、必要な耐震性能を有した施設の整備を行っております。

また、上下水道管の維持管理については、上下水道埋設配管の情報管理システムを有効活用し、適正な維持管理に努めています。

(教育総務部回答)

市立小中学校22校の主要構造部の耐震化につきましては、平成22年度で耐震補強工事が完了し府下の市では最も早く耐震化率100%を達成しております。

また、市立小中学校22校の地域の指定避難場所となる体育館の非構造部材の耐震化については、平成27年度で完了しております。

<継続>

②防災・減災対策の充実・徹底（市長公室）

平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築することで、地域の「避難行動要支援者」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。

(市長公室回答)

災害時の避難・誘導の仕組みについては、各地域で実施している防災訓練等に参加しながら地域に応じたマニュアルを作成していくものであります。その上で、本市で作成している防災ガイドマップや防災コンパクトガイドを活用した出前講座等をご利用いただければと存じます。防災ガイドマップにつきましては、平成27年度に広報紙とともに全世帯に配布しており、転入者につきましては、異動手続の際に窓口にて配布しております。

<継続>

③集中豪雨など風水害の被害防止対策（市長公室、上下水道部）

日本各地で多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。また、斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などに早期に着手・完了すること。加えて、災害発生リスクの高いエリアに居住する住民の避難行動を支援する取り組みを実施すること。さらに、総合的な治水対策の観点から、治水施設の整備を行い、水害発生を想定した万全の備えを行うこと。

（市長公室回答）

岩手県や北海道における平成28年8月に発生した台風第10号による水害被害を受け、国、府との連携を更に深め、適切な避難行動がとれるように情報発信を行います。また、河川の治水対策につきましては、引き続き国、府へ要望してまいります。

（上下水道部回答）

雨水対策については、雨水管及び雨水取込施設のさらなる整備を進め、浸水不安の解消に努めてまいります。

また、市内の公共水路の状況をリアルタイムで確認できるように監視カメラを増設し、監視体制の強化に努めてまいります。

さらに、市内の主要河川にも監視カメラを設置し、HP等でも情報提供しており、大阪府のHPともリンクすることにより広く市民への情報提供を進めております。

<継続>

（5）公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について（市民協働部）

国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への支援措置を講じること。

（市民協働部回答）

公共交通機関や警察、防犯協議会、事業場防犯協会と連携し暴力行為防止に向けたキャンペーンの実施や、ポスター等の掲示を行っております。また、市の広報紙やホームページにも防犯対策等の情報を掲載し周知啓発に努めております。今後も、警察や関係機関と連携し暴力行為防止に向けた啓発活動等を推進してまいります。